

第二期中期目標・中期計画

(部局名 東北アジア研究センター)

中期目標	中期計画
<p>(前文) 部局の基本的な目標</p> <p>東北アジア研究センターは、東北アジア地域を対象とした高度な地域研究を、文理連携を含めた学際的な方法により遂行することによって東北アジア地域に関する深度のある総合的理解を創出し、学術研究を通じて社会に貢献することを理念とする。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間</p> <p>平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>1. 協力先の文系・理系大学院において、研究科の教育目的に即しつつ先端的専門教育に取り組み、東北アジア地域を視野に入れた研究指導を行う。</p> <p>2. 全学教育においては東北アジア地域の異文化理解をテーマとする教育を行う</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>1. 地域理解のための教育体制の一層の充実を図るべく、全学教育・大学院教育において、東北アジアをはじめとする地域研究に関わる講義の展開につとめる。</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標</p>	<p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1. 協力先大学院において各専門分野の教育を実施するとともに、東北アジア地域をテーマ・素材とした講義・研究指導を行う。また、センターにおいても学際的・国際的領域研究者の養成を目的に、学生による研究集会を開催するとともに、センターが開催するシンポジウムなどに学生を参加させる。</p> <p>2-1. 1・2年次学生に東北アジア地域の社会・歴史・文化・環境についての理解を深めさせるために、全学教育において東北アジアをテーマとする講義を開講する。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1. 協力先大学院の教育目的に即しつつ、東北アジアに関わる講義を設定するとともに、受講学生がセンターの研究活動に参加できるよう、企画ごとに大学院からの「特別講義」指定などの措置を得る。</p> <p>1-2. 協力先大学院や、センターの研究生として留学生の受入れを進める。</p> <p>1-3. 全学教育の枠において東北アジアなどの異文化・地域理解に関わる講義や地域諸言語の語学の講義を提供する。</p> <p>1-4. 学振特別研究員などの受入れに努める。</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p>

2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
1. 各分野において進める先端的研究を基礎として、東北アジア地域の学際的・統合的理解・地域像を創出し、発信する。	<p>1-1. センターが実施する地域研究の領域的カテゴリーを明確化しつつ、学内外の研究者・研究組織と連携して同地域の統合的な理解に資する研究および社会貢献に関わる研究の一層の展開を図り、調査技術の改善や、東北アジア地域概念化、地域像の提示を行う。</p> <p>1-2. 地域の統合的理解と地域認識の獲得を可能とするためのコア研究プロジェクトを立案・実施する。</p> <p>1-3. 先端的地域研究を推進するため、人文社会科学分野を中心にして全学的に連携して取り組むための研究体制を構築し、財政措置の状況を踏まえつつ、共同利用・共同研究拠点化計画の推進を図る。</p>
(2) 研究実施体制等に関する目標	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
1. 学内諸部局・学外関連研究機関との連携により東北アジアに関する統合的地域理解と地域像の提示を強力に推進するための組織整備を行う。	<p>1-1. 東北アジアに関する高度な個別研究成果を基盤として統合的地域理解・地域像の提示を可能とする組織体制を構築するため、学内外の東北アジア地域研究者と協力の研究プロジェクトを立ち上げ、内外の研究機関との組織的連携を進めるとともに、蔵書の充実と利用の利便性の向上、コラボレーションオフィスを活用した研究支援体制を構築し、共同利用・共同研究拠点化の実現に向けた努力を行う。</p> <p>1-2. 共同ラボ、学術交流協定、客員教授ポスト等を活用し、東北アジア地域の主要な研究機関との間の学術研究上の国際的ネットワークを強化するとともに、東北アジア地域研究の第一線の研究者が集う国際的研究を展開する。</p>
3 その他の目標	3 その他の目標を達成するための措置
(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標	(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置
1. 国内・国際社会への研究成果還元を進め、社会貢献を課題とする研究を展開する。	<p>1-1. 社会貢献を課題とした研究プロジェクトへの重点的支援を行う。</p> <p>1-2. 講演会・展示・刊行物などによる成果の社会還元を国際的視野で進める。</p> <p>1-3. 社会への成果還元・発信のために、東北アジア学術交流懇話会の活動を積極化する。</p>
(2) 国際化に関する目標	(2) 国際化に関する目標を達成するための措置
1. 東北アジア地域諸国や欧米との国際的研究連携の一層の展開による成果の共有を進める。	<p>1-1. 協定やリエゾンオフィス（共同ラボ）、客員ポストを活用した国外の研究機関との組織的連携、協定の実効性確保をさせ、東北大学の国際化に寄与するために国外でのシンポジウム・研究集会の開催、日本語以外の諸言語による成果刊行、研究所等研究生の制度を用いた短期留学生の受入れなどを行う。</p>
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1. 効率化係数による運営費の減少を補うための運営の改	1-1. 効率化による人事面での制約を克服し、研究のアクティビティーを確保し、研究水準を維持するために、研究プロジェクト

善・効率化を図る。	<p>ベースでの外部研究者との協力連携を積極化し、戦略的な予算配分を行う。</p> <p>1-2. 有能な若手研究者を用いた研究課題の多様な展開を確保するために専門研究員、研究支援者の制度を十分に活用する。</p> <p>1-3. 事務等の効率化・合理化のために、事務情報システムを利用し、教員・学生等に対し迅速にサービスを提供する。</p>
III 財務内容の改善に関する目標	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
<p>1. 財務内容改善のために、研究規模に応じた外部資金獲得に努力するとともに、計画的な財務プランを策定する。</p>	<p>1-1. 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置として、科学研究費補助金の申請率を高め、また大型外部資金獲得のためプロジェクト研究申請に対する支援を行う。</p> <p>1-2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置として、6年間にわたる長期人事計画を策定し、人件費の削減につとめる。また、物品調達効率化等により前年度比1%の削減につとめ、人件費以外の経費の削減を図る。</p> <p>1-3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置として、資産の有効な運用を図るため、維持管理に必要な経費を十分確保する。</p>
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
<p>1. 活動の現況の正確な把握に立った自己点検・評価を行うとともに、外部評価を実施する。</p>	<p>1-1. 年度ごとの活動を評価し改善に資するために活動報告書を作成するとともに、適当な時期に外部評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>1-2. プロジェクト研究ユニット、共同研究については、モニター等の評価システムを活用し、自己点検に努める。</p>
V その他業務運営に関する重要目標	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
<p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>1. 現有スペースのより効率的な活用を実現するとともに、資格面積の達成に努める。</p> <p>2 環境保全・安全管理に関する目標</p> <p>1. 研究室内の利用法を改善し、利用状況を常時把握することによって安全を確保する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>1. 法令遵守を徹底し、違反ゼロを目指す。</p>	<p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1. スペースの効率的な利用のため、資料保管室の整備、会議室・セミナー室などの利用状況の把握改善、図書室の整備を行う。</p> <p>2 環境保全・安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1. 安全確保のために、研究室・実験室の利用状況を常時把握するとともに、災害発生時の適切な対応を徹底するために、利用状況調査票の提出を徹底し、災害発生時の対応のための具体的措置を講ずる。</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1. 法令遵守意識を高め、法令に関する理解を徹底するために、FDを実施する。</p>

4 その他業務運営に関する重要目標	4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置